一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道虻田郡豊浦町
二　地域再生計画の名称　豊浦町地域産業連携拠点化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道虻田郡豊浦町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道勇払郡安平町
二　地域再生計画の名称　地域資源・地域住民力の活用と集結による道の駅を拠点とした「あびら賑わい創出プロジェクト」
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道勇払郡安平町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道勇払郡むかわ町並びに沙流郡日高町及び平取町
二　地域再生計画の名称　鵡川・沙流川流域広域交流圏域形成ＤＭＯ構築連携事業
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道勇払郡むかわ町並びに沙流郡日高町及び平取町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道河東郡音更町及び中川郡池田町
二　地域再生計画の名称　おとふけ・いけだ広域連携観光推進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道河東郡音更町及び中川郡池田町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道河西郡芽室町
二　地域再生計画の名称　農福連携を活用した障がい者の生涯活躍のまちづくり推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道河西郡芽室町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道広尾郡大樹町
二　地域再生計画の名称　宇宙のまちづくり推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道広尾郡大樹町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道中川郡幕別町
二　地域再生計画の名称　プラス8プロジェクトｉｎ幕別
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道中川郡幕別町の区域の一部（依田・日新地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道中川郡豊頃町
二　地域再生計画の名称　「互産互生」の繋がりを活かした地域商社推進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道中川郡豊頃町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県
二　地域再生計画の名称　新たな輸送サービスが牽引する農林水産品の需要フロンティア拡大計画
三　地域再生計画の区域の範囲　青森県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三